

「共に学び、共に育つ教育」の推進に向けて

岩手県では「いわて特別教育支援推進プラン」を策定し、平成25年度から平成30年度までを計画期間として、「つなぐ」「いかに」「支える」という3つのキーワードのもと、子ども一人一人のニーズに応える教育を推進し、障がいのある児童生徒が将来の自立を目指して生き生きと学校生活を送れるように、「共に学び、共に育つ教育」の実現に向けて、特別支援教育の充実を目指しています。

今年度、県南教育事務所が実施した特別支援教育関連の3つの研修について振り返ります。奥州市立水沢南中学校指導教諭、菊池義仁先生、一関市立山目小学校指導教諭、高橋由紀子先生、そして県立前沢明峰支援学校と県立一関清明支援学校の特別支援教育コーディネーターをはじめとする先生方にご協力をいただき、講義、演習、研究協議を通して研修を深めることができました。

特別支援教育新任担当教員研修講座(6月7日開催)

※新任担当者悉皆研修

一関市立南小学校と県立一関清明支援学校を会場に、新しく特別支援学級の担任及び通級指導教室の担当の先生方を対象に、以下の内容で研修を実施しました。

- 1 南小学校の4つの学級のモデル授業の公開及び研究協議
- 2 県立一関清明支援学校の、小学部、中学部、高等部の授業参観
- 3 講義「障がいの基本的理解と『個別的教育支援計画』の意味と活用について」
- 4 協議「特別支援教育における日常の指導の課題や改善点」

<研修者の声>

- ・子どもへのきめ細やかな指導のために、教材の工夫、教育環境の整備、個別の指導計画を生かした指導のあり方について学ぶことができた。
- ・「合理的配慮」について改めて考える機会となった。この考え方に基づく個別の支援のあり方について見直していきたい。
- ・自分が担任として悩んでいることについて、協議を通して助言をいただいた。自立活動の方法についてもアドバイスいただき、大変参考になったので、すぐに実践してみたい。

<研修者の声>

- ・支援員として、子ども一人一人の教育的ニーズを把握すること、合理的配慮を考えていくこと、担任と連携して子ども理解に努めていくことが大切であることを理解することができた。
- ・子どもたち自身が主体的に学ぶことができるように支援していくという視点を大切にしたいと感じた。
- ・担任の先生との連絡や情報交換をしっかりと行い、子どもたちにとって必要な支援について考えながら進めていきたい。また、他の支援員や講師の先生から、子どもの特性に応じた支援のアイデアを提供いただいた。

特別支援教育支援員等研修会

(奥州地区：6月13日 一関地区：6月14日)

※支援員等の希望研修

奥州地区と一関地区との2会場で開催しました。特別支援教育支援員の経験年数に応じた2つのコースの講義を設け、様々な障がいに対する基本的理解と支援員としての役割について研修を深めました。研修内容は以下のとおりです。

- 1 講義 (A) 「障がいの基本的理解と望ましい支援のあり方」
講義 (B) 「支援員の役割と望ましい支援のあり方」
- 2 研究協議「望ましい支援のあり方」

特別支援教育コーディネーター研修会(7月4日)

※特別支援教育コーディネーターの希望研修

特別支援教育コーディネーターの経験年数に応じた2つの講義を設定し、コーディネーターの役割や、県の施策及び法的根拠に基づいた特別支援教育のあり方等について研修を深めました。事例紹介では、平泉小学校の沢田美香先生に発表いただき、校内の組織体制におけるコーディネーターの役割や「個別の指導計画」「個別的教育支援計画」の活用の仕方について事例を紹介していただきました。研修内容は以下のとおりです。

- 1 講義 (A) 「特別支援教育コーディネーターの役割」
講義 (B) 「『いわて特別支援教育推進プラン』の推進」
- 2 講義・演習「個別的教育支援計画と個別の指導計画を活用した支援の充実について」
- 3 事例紹介「個別的教育支援計画と個別の指導計画に基づいた支援について」平泉町立平泉小学校 教諭 沢田美香 先生
- 4 協議「各校のコーディネーター業務の成果と課題」

<研修者の声>

- ・(講義A) 校内の支援体制や具体的な支援の例を紹介していただいたことで、組織の中でコーディネーターがどのような役割を果たせばよいかということが理解できた。
- ・(講義B) 社会のニーズや特別支援教育の国や県の施策に対し、我々も柔軟に対応していかなければならないと感じた。
- ・個別的教育支援計画と個別の指導計画は、本人と学校、関係機関をつなぐために必要なツールであることを改めて感じた。
- ・平泉小学校の実践から、個別的教育支援計画と個別の指導計画の作成の際の必要事項、それを活用しての共通理解に基づいた支援や引継事項の整理等について学ぶことができた。
- ・特別支援教育のノウハウを広めていくことが、通常学級担任へのサポートになるものと考えた。

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

障がいを理由とする差別解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。教育では、共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。

◇インクルーシブ教育システムとは◇

障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みをいいます。(「障害者の権利に関する条約」第24条 より)